

# 「あらいエンジョイ広場」使用案内

## 1. 「あらいエンジョイ広場」を使用するには

「あらいエンジョイ広場」は、地域の高齢者の交流促進や健康づくり、介護予防をめざし、株式会社第一興商の協力のもと地域の高齢者団体に無料で貸し出しをするお部屋です。また、「あらいエンジョイ広場」には、カラオケを楽しむ機器を備えていますので、歌や体操などを通じて、いきいきと活動していただきたいと考えています。

**※ご注意** エンジョイ広場での楽器の演奏や練習といった行為はご遠慮いただいております。楽器のお持ち込みはおやめください。

## 2. 使用団体登録について <ご使用にあたっては団体登録が必要です。>

### ●登録の要件

- ①10人以上で構成されている団体であること。
- ②構成員（会員）の半数以上が中野区内に在住していること。
- ③構成員（会員）の半数以上が60歳以上であること。

### ●手続きは

「あらいエンジョイ広場 団体登録申請書」に必要事項をご記入の上、「会員名簿」を添えて新井区民活動センターに提出してください。

※お預かりした個人情報は、お部屋の貸し出しに関することのみを使用します。

### ●利用条件

株式会社第一興商により、適宜行われる利用者アンケート調査等にご回答いただくことを利用条件とさせていただきます。

## 3. 使用可能な日・時間について

月曜日から土曜日の  
午前10時00分 から 12時00分まで  
午後 2時15分 から 3時45分まで  
午後 4時00分 から 5時30分まで  
の時間帯が利用できます。

※日曜日・夏季休業日・年末年始などは使用できません。

## 4. 使用申込みについて

### ①抽選会による申込み

◇毎月1日（休業日の場合は翌業務日）に、2ヵ月先の使用分の抽選を行います。

（例）6月使用分は4月1日に抽選を行う

◇抽選会場

新井区民活動センター 2階 洋室2・3号

◇受付時間

午前8時30分から9時00分（時間厳守・遅刻された団体は抽選にご参加いただけませんのでご注意ください）

◇受付方法

受付時間内に、抽選会場（2階 洋室2・3号）入口にある「抽選会出席団体名簿」に団体名を記入します。

⇒抽選会場へ。「あらいエンジョイ広場 使用申込書兼承認書」に使用日・使用時間を除くその他必要事項を記入します。

⇒受付時間が過ぎたら、受付順に番号札を引きます。

⇒番号札の順番に、希望日を職員に伝えます。（月2コマまで可能ですが、その月の使用可能コマ数と抽選参加団体の数によっては1コマしかとることができない団体が生じます。抽選参加団体に最低でも1コマとっていただけるような方法をとらせていただいています。）

⇒職員が使用できるかどうか確認します。

⇒使用日が確認できたら、職員が使用日、時間を記入してお渡しします。

⇒1階窓口にて、承認書に承認印を押し、写しをとらせていただきます。必ず承認印のある承認書をお持ち帰りください。

### ②抽選会以後の新井区民活動センター窓口でのお申し込み

◇抽選会終了後から使用日までの月曜日から金曜日に（窓口休業日を除く）、1階窓口にて申し込めます。

◇申し込み受付時間は午前8時30分から午後5時までです。（抽選日を除く）

### ③電話予約

◇抽選会終了後から電話での予約もできます。

◇予約受付時間は窓口での受付時間と同じです。（抽選日を除く）

◇電話予約後は、予約日の翌日から業務日3日以内に所定の手続きを行わないと予約は無効になります。

### ④使用回数の特例

◇使用日の1か月前を経過した日以降、空きがあれば月2コマを超えて申し込むことができます。

## 5. 使用の取り消しについて

◇予約後に使用することができなくなった場合は、速やかにご連絡ください。

月曜日から金曜日 新井区民活動センター ☎ 3389-1411

土曜日 DAM倶楽部中野 ☎ 5942-8030

## 6. 使用についてのご注意

- ・使用当日は「DAM倶楽部中野」（「あらいエンジョイ広場」のあるビル内で第一興商が営業している所）受付に「使用申込書兼使用承認書」を提出して、「自主点検票」を受け取り「あらいエンジョイ広場」を使用してください。
- ・お部屋の定員は30名です。
- ・カラオケの機器やマイクなどは、大切に使用してください。
- ・使用に際しては、他の利用者に迷惑がかからないようにご配慮ください。
- ・室内は禁煙です。火気使用も厳禁です。
- ・飲食は禁止です。（熱中症などの防止のための水分補給を除きます。）
- ・使用後は必ず清掃を行い、机・いす等を移動した場合は元の位置に戻してください。清掃用具は室内においてあります。
- ・ゴミなどは必ずお持ち帰りください。
- ・清掃後は消灯や忘れ物を確認して、「自主点検票」に記入の上「DAM倶楽部」受付に提出してください。
- ・施設の使用に関して、管理者側の責任のないケガなどについては、使用者各自の自己責任とします。

### 「あらいエンジョイ広場」・「新井区民活動センター」案内図



申込み 新井区民活動センター  
所在地 中野区新井3-11-4  
電話 3389-1411